

一部改正に伴う新旧対照表

例 規 名	彦根市火災予防条例	所 管 課	消防本部予防課
改正根拠法令 および改正趣旨	<p>危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号)(平成23年12月21日公布・一部を除き平成24年7月1日施行)</p> <p>化学物質の生産流通および危険物の製造所等における事故の実態等に鑑み、危険物の保安の確保を図るため、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を消防法(昭和23年法律第186号)上の第1類の危険物に追加するなどの改正が行われるもの</p>	条例の改正等 趣 旨	<p>左記の政令改正に伴い、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものに対し、条例に規定する技術上の基準について、所要の経過措置を設けるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>付則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(危険物の追加に伴う経過措置)</p> <p>5 <u>危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。付則第8項において「改正政令」という。)による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるもの(以下この項から付則第7項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造および設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。</u></p>	<p>付則</p> <p>1～4 (略)</p>

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件および使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

6 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。

7 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 31 条の 3 の 2 (第 3 号を除く。) または第 31 条の 4 第 2 項 (第 1 号、第 10 号および第 11 号を除く。) に定める基準に適合しないものの位置、構造および設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が付則第 5 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。

8 改正政令による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上 (個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上) 指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成 24 年 12 月 31 日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

付 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。